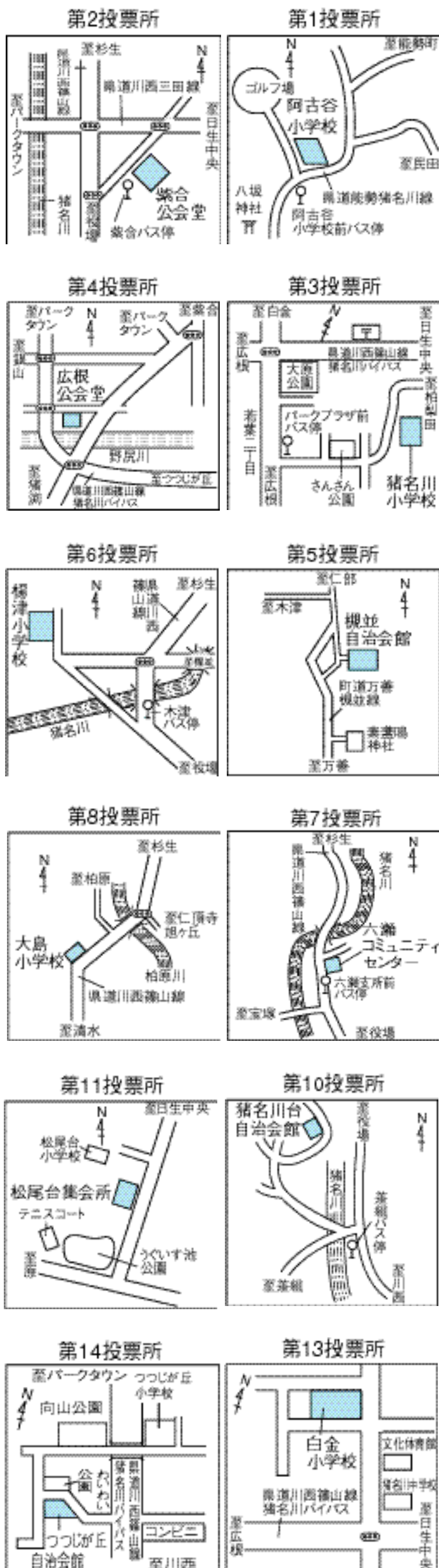


7月11日は投票所へ行こう！ あなたの投票所はここです

投票時間
午前7時から午後8時まで



投票所一覧

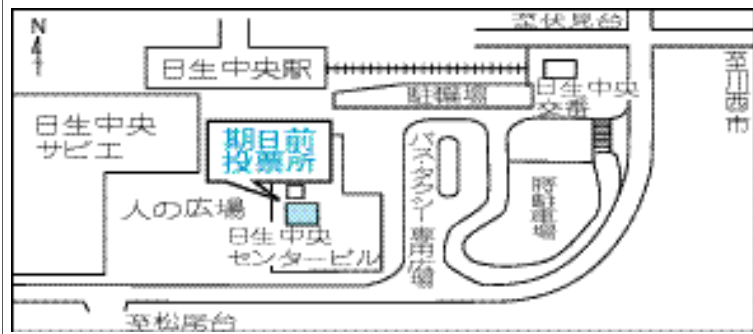
投票区	投票所名称	区域(大字など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	桑合公会堂	北田原、南田原、北野、桑合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、鷺山、猪瀬
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木留生
7	六瀬コミュニティセンター 憩いの部屋	柘原、林田、徳尾、清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校たんぽぽ教室(1階)	清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会所	柏原
10	猪名川台自治会館	荻組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金
14	つつじが丘自治会館	つつじが丘



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

期日前投票所の開設

場 所	期 間	時 間
役場 1 階会議室	6月25日(金) ~ 7月10日(土) (土・日含む)	午前8時30分 ~ 午後8時
日生住民センター会議室(センタ・ビル2階) : 下図参照	7月7日(水) ~ 10日(土)	



3ない運動で明るい選挙を

公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になるうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてはいけません。次の行為も選挙違反となります。政党、その他の政治団体による氏名などの宣伝活動(宣伝カー、ポスター、ビラなど)候補者など有権者の家を訪問し、投票依頼をすること。選挙事務所での酒、ビールなどの飲食物の提供(法規内での弁当、茶菓子を除く)ルール違反がないか有権者がしっかり見守り、明るい選挙を実現しましょう。

受求贈
け取めら
ないない
いい